

千葉市下水道事業口座振替収納事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市下水道事業会計規則（平成4年千葉市規則第99号）第25条第2項及び千葉市水道局会計規程（昭和50年1月1日水道局規程第16号）第17条に規定する口座振替の方法による収入の納付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象公金)

第2条 口座振替により納付できる公金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 下水道使用料（ただし、千葉県水道局給水区域の利用者に係るものを除く。）
- (2) 水道料金及び上下水道料金（ただし、千葉市水道加入者に限る。）
- (3) 水洗便所改造等資金貸付金償還金
- (4) 受益者負担金

(対象納入義務者)

第3条 口座振替により納付できる納入義務者は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預貯金口座を設けている者で、当該取扱金融機関の承諾を得た者とする。

(対象預貯金口座)

第4条 口座振替の対象預貯金口座は、納入義務者の指定した本人名義の普通預金、当座預金又は通常貯金のうち一口座とする。ただし、本人名義以外の口座であっても口座名義人の承諾印がある場合はこの限りでない。

(申込手続)

第5条 第2条第1号に規定する公金について、口座振替による納付を希望する納入義務者は、千葉市下水道使用料金口座振替依頼書<自動払込利用申込書兼廃止届書>（様式第1-2号）を、市を経由して取扱金融機関に提出するものとする。

2 第2条第2号に規定する公金について、口座振替による納付を希望する納入義務者は、千葉市上下水道料金口座振替依頼書<自動払込利用申込書兼廃止届書>（様式第1号）を、取扱金融機関に提出するものとする。ただし、「口座振替受付サービス（Web受付方式）」による申込手続は、この限りではない。

3 第2条第3号及び第4号に規定する公金について、口座振替による納付を希望する納入義務者は、千葉市税等口座振替収納事務取扱要綱（平成4年4月1日施行）第5条第1項の規定による千葉市口座振替依頼書兼自動払込利用申込

(廃止届) 書を取扱金融機関に提出するものとする。

- 4 納入義務者は、口座振替による納付の変更、解約(廃止)をしようとするときも、前3項に準じて手続きを速やかに行うものとする。
- 5 取扱金融機関は、第1項の申込みを承諾したときは、千葉市下水道使用料口座振替依頼書<自動払込受付通知書兼廃止届書>(様式第1号-2)の写しを市長に交付するものとする。
- 6 取扱金融機関は、第2項の申込みを承諾したときは、千葉市上下水道料金口座振替依頼書<自動払込受付通知書兼廃止届書>(様式第2号)を市長に送付し、本人控(様式第3号)を納入義務者へ交付するものとする。
- 7 取扱金融機関は、第3項の申込みを承諾したときは、千葉市税等口座振替収納事務取扱要綱(平成4年4月1日施行)第5条第3項の規定による口座振替依頼書兼自動払込受付通知を市長に送付し、本人控を納入義務者へ交付するものとする。

(口座振替の方法)

第6条 口座振替の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 納付書(振替依頼書)による方法

(2) データ(記憶媒体の交換及びデータ伝送をいう。以下同じ。)による方法

- 2 前項第2号の規定による口座振替を行う場合のデータの仕様及び記録内容については、全国銀行協会の「預金口座振替事務取扱基準」に準拠する。

(振替手続)

第7条 口座振替による納付手続きは、次の各号の掲げるとおりとする。

(1) 納付書(振替依頼書)による場合

市長は、納入義務者に係る振替依頼書(様式第4号、様式第4号-2、様式第4号-3、様式第4号-4)に預貯金の種類、口座番号、通帳記号及び通帳番号等必要事項を記載し、これを取扱金融機関に振替日の5営業日前(振替日の前日を起算日として5営業日目にあたる日をいう、営業日数の計算方法については以下同様とする)までに送付するものとする。

この場合において、振替依頼書の件数、金額を記載した口座振替納付書送付書(様式第5号、様式第5号-2)を添付するものとする。

(2) データによる場合

市長は、作成した口座振替依頼データを、ISDN回線によるデータ伝送方式にて口座振替業務委託の受託者(以下「委託先」という。)を通じ振替日の5営業日前までに取扱金融機関に送付するものとする。

なお、口座振替依頼データに瑕疵があった場合には、市長は修正した口座振替依頼データを取扱金融機関に再送付するものとする。

(振替の停止)

第8条 市長は、口座振替による納付を停止しようとするときは、口座振替停止依頼書(様式第6号)により、振替日の2営業日前までに取扱金融機関へ通知するものとする。

(振替日)

第9条 振替日は納期限日とする。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日である場合は、その日以後において最も近い取扱金融機関の営業日とする。

(口座振替完了後の手続)

第10条 取扱金融機関は、口座振替による納付の手続きを完了したときは、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 第6条第1項第1号の規定による振替を行った場合は、振替済通知書(様式第4号、様式第4号-2、様式第4号-3、様式第4号-4)を速やかに市長に返送すること。
- (2) 口座振替受入報告書(様式第5号、様式第5号-2)を市長に提出すること。
- (3) 第6条第1項第2号の規定による振替を行った場合は、口座振替依頼データに振替結果等を記録し、振替日の2営業日後までに、委託先に報告すること。
- (4) 振替済の収納金の取扱いについては、「公金収納事務の手引き」に基づき行うこと。

(口座振替納付済通知書)

第11条 市長は、前条第1号の規定による振替済通知を受けたとき及び前条第3号の規定によるデータにより振替を確認したときは、上下水道料金納入通知書(口座振替分)(様式第7号)又は口座振替納付済通知書(様式第7号-2・様式第7号-3)を納入義務者に送付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、納入義務者の同意を得られるときは、預貯金通帳に記載される印字をもって、口座振替納付済通知書の送付に代えることができる。

3 市長は、納入義務者の転居等の理由により第1項の上下水道料金納入通知書(口座振替分)(様式第7号)により納入義務者に通知できないときは、上下水道料金領収証書(様式第7号-4)により通知するものとする。

(振替不能分の取扱い)

第12条 取扱金融機関等は、振替日において何らかの事由により振替不能のものがあるときは、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第6条第1項第1号の規定による場合

当該振替依頼書にその理由を明記して、速やかに市長に返送すること。

(2) 第6条第1項第2号の規定による場合

委託先は、振替結果等の記録された口座振替依頼データに基づいて、不能者一覧表を作成し、市長に提出すること。

2 市長は、一の口座振替が連続して振替不能となった場合にあっては、第7条に掲げる手続きを行わないことができる。

(再振替)

第12条の2 削除

(不能者への納入通知)

第13条 市長は、取扱金融機関から振替不能の通知があったときは、不能者に対して納入通知書により通知する。ただし、第2条第1号から同条第3号の公金については、督促状により通知することができる。

(磁気媒体の回収)

第14条 削除

(覚書の締結)

第15条 市長は、第6条第1項第2号又は同条第1項第3号の規定により口座振替を行うときは、磁気媒体及びその記録内容の取扱い等について、千葉市電子情報処理規程（平成14年訓令（甲）第10号）第30条第2項の規定する「電子情報の提供に関する覚書」を取扱金融機関と取り交わすものとする。

(手数料)

第16条 市長は、契約に基づき口座振替取扱手数料（以下「手数料」という。）を取扱金融機関に支払うものとする。

(1) 取扱金融機関（(株)ゆうちょ銀行を除く。）は、上半期分（4月から9月まで）及び下半期分（10月から翌年3月まで）を指定期日までに科目ごとに集計し、千葉市下水道事業口座振替取扱手数料請求書（様式第8号）により、市長に請求すること。

(2) 市長は、前号の請求があったときは、内容を審査のうえ、速やかに取り扱い金融機関に手数料を支払うものとする。

2 (株)ゆうちょ銀行取扱分については、公金取扱事務に要する経費についての覚書に基づき手数料を支払うものとする。

(疑義の決定)

第17条 この要綱について疑義を生じたときは、市長と取扱金融機関が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

なお、第12条の2の規定に基づく再振替については、平成21年10月賦課分の口座振替を行うもののうち、振替不能となったものから実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱施行後も、なお当分の間使用することができる。
- 3 第2条第4号の公金の口座振替は、平成24年4月分として徴収する料金から適用するものとする。

附 則

この要綱は平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成30年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱施行後も、なお当分の間使用することができる。

千葉市上下水道料金口座振替依頼書

＜自動払込利用申込書兼廃止届書＞

金融機関 様

年 月 日

区分	新規	料金名	使用者番号(水栓番号)												
	解約	上下水道料金													
	(廃止)	水道料金				0									

区分及び料金名を○印でかこみ、使用者番号(水栓番号)を記入してください。

使用者	住所	(〒 -)										
	フリガナ											
	氏名											
		電話										
		話	Eメール									

私が千葉市に納付すべき上記料金を、次のとおり口座振替により納付したいので、下記契約事項を確認のうえ依頼します。

※ ゆうちょ銀行以外の金融機関または、ゆうちょ銀行(郵便局)のどちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行以外	フリガナ											届出印	
	口座名義人												
	指定口座	金融機関名	支店名	種別	口座番号(右づめで記入)								
			1 普通										
			2 当座										

※ 金融機関コード、支店コードは、金融機関にて記入してください。

※ ゆうちょ銀行をご利用の場合は、貯金契約者のご住所の記入は必須となっています。

(ゆうちょ銀行)用	口座名義人	住所	(〒 -) 千葉市										フリガナ	届出印					
		氏名																	
	科目コード	種別	金融機関コード	通帳記号							通帳番号(右づめで記入)								
	新規 166 廃止 176	30	9900	1									0	の					
払込先口座番号		00100-1-960277		払込先加入者名		千葉市会計管理者		払込日		16日(土・日・祝日の場合は翌営業日)									

＜契約事項＞

- 私が千葉市に納付すべき上下水道料金の納付書が貴行(局)に送付されたときは、預貯金払戻請求書を提出いたしません所定の振替日に貴行(局)において引き落とし納付してください。
- この口座振替にかかる貴行(局)発行の領収証書については、発行されなくても差し支えありません。
- 指定預貯金口座の残高が所定の振替日において納付書に記載されている金額に満たない場合は、当該納付書を千葉市に返送されても異議ありません。
- この口座振替契約は、私からの申し出または貴行(局)の都合により、本取り扱いの解約ができることとします。
- 本取り扱いについて、万一紛議が生じても貴行(局)の責によるものを除き、貴行(局)に迷惑をかけません。

金融機関使用欄	不備返却理由			ゆうちょ銀行使用欄	取扱店日付印	
	1 預金取引なし					
	2 記載事項等相違					
3 印鑑相違						
4 その他()						
検印		印鑑照合	受付印	取扱店→貯金事務センター		

千葉市 _____ 課 Tel _____

千葉市下水道使用料口座振替依頼書

<自動払込利用申込書兼廃止届書>

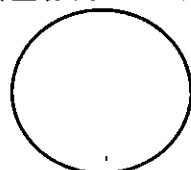
収 加

年 月 日


区分	新規	使用者番号	
	解約 (廃止)	道順番号	

裏面の契約事項を確認のうえ、千葉市下水道使用料の口座振替を依頼します。

使用者	住所	(〒 -)	
	フリガナ		電話
	氏名		Eメール

口座 名義 人	住所	(〒 -)		通帳届出印 
	フリガナ			
	氏名			

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	支店名	本店 支店
	金融機関コード	店舗コード	預金種別 1 普通預金 2 当座預金
ゆうちょ銀行(郵便局)	金融機関コード	通帳記号	口座番号(右づめで記入)
	9900	1 0 の	
	種目コード	種別コード	払込先口座番号
	166(176)	30	00100-1-960277
		払込先加入者名	払込日
		千葉市会計管理者	16日(土・日・祝日の場合は翌営業日)
	住所	(〒 -)	

金融機関 使用欄	上記届け出について承諾いたします。 年 月 日
	取扱金融機関
	所在地・名称 

取扱店日付印

不備返却理由 | 口座なし | 番号相違 | 印不鮮明 | 印相違 | 名義相違 | その他
不備返却先 千葉市役所

千葉市上下水道料金口座振替依頼書

<自動払込利用申込書兼廃止届書>

千葉市長様

年 月 日

区分	新規	料金名	使用者番号(水栓番号)										
	解約		上下水道料金										
	(廃止)		水道料金										

区分及び料金名を○印でかこみ、使用者番号(水栓番号)を記入してください。

使用者	住所	(〒 -)										
	フリガナ											
	氏名											
		電話										
		電話	Eメール									

私が千葉市に納付すべき上記料金を、次のとおり口座振替により納付したいので、下記契約事項を確認のうえ依頼します。

※ ゆうちょ銀行以外の金融機関または、ゆうちょ銀行(郵便局)のどちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行以外 の金融機関用	フリガナ										
	口座名義人										
	指定口座	金融機関名	支店名	種別	口座番号(右づめで記入)						
				1 普通							
				2 当座							

※ 金融機関コード、支店コードは、金融機関にて記入してください。

※ ゆうちょ銀行をご利用の場合は、貯金契約者のご住所の記入は必須となっています。

(ゆうちょ銀行 郵便局)用	口座名義人	住所	(〒 -) 千葉市										フリガナ
			氏名										
	科目コード	種別	金融機関コード	通帳記号					通帳番号(右づめで記入)				
	新規 166	30	9900	1				0	の				
廃止 176													
払込先口座番号		00100-1-960277		払込先加入者名		千葉市会計管理者		払込日	16日(土・日・祝日の場合は翌営業日)				

<契約事項>

- 1 指定預貯金口座の残高不足等により引き落としできない状態が1年以上続いたときは、口座振替(自動払込)の取扱いを停止されても異議はありません。

金融機関 使用欄	上記届出について承諾いたします。										ゆうちょ銀行 使用欄	取扱店日付印
	年 月 日											
	取扱金融機関											
所在地・名称										印		取扱店一貯金事務センター一市役所

この用紙の送付先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所会計室(下水道) TEL 043(245)5409

本人控

千葉市上下水道料金口座振替依頼書

<自動払込利用申込書兼廃止届書>

口座振替申込者 様

年 月 日

区 分	新規	料 金 名										使用者番号(水栓番号)									
	解約	上下水道料金																			
	(廃止)	水道料金										- 0 -									

使用者	住所	(〒 -)																		
	フリガナ													電	電話					
	氏名													話	Eメール					

私が千葉市に納付すべき上記料金を、次のとおり口座振替により納付したいので、下記契約事項を確認のうえ依頼します。

※ ゆうちょ銀行以外の金融機関または、ゆうちょ銀行(郵便局)のどちらか一方に記入してください。

ゆう ちょ の 金 融 機 関 用 外	フリガナ													届 出 印					
	口座名義人																		
	指定口座	金融機関名	支店名	種 別	口座番号(右づめで記入)														
			1 普通																
			2 当座																

※ 金融機関コード、支店コードは、金融機関にて記入してください。

※ ゆうちょ銀行をご利用の場合は、貯金契約者のご住所の記入は必須となっています。

(ゆう ちょ 郵 便 局 用)	口座名義人	住所	(〒 -)												フリガナ	届 出 印				
		千葉市													氏名					
	科目コード	種別	金融機関コード	通帳記号										通帳番号(右づめで記入)						
	新規 166	30	9900	1																
廃止 176																				
払込先口座番号		00100-1-960277		払込先加入者名		千葉市会計管理者		払込日		16日(土・日・祝日の場合は翌営業日)										

<契約事項>

金融機関との契約

- 私が千葉市に納付すべき上下水道料金の納付書が貴行(局)に送付されたときは、預貯金払戻請求書を提出いたしませんので、所定の振替日に貴行(局)において引き落とし納付してください。
- この口座振替にかかる貴行(局)発行の領収証書については、発行されなくても差し支えありません。
- 指定預貯金口座の残高が所定の振替日において納付書に記載されている金額に満たない場合は、当該納付書を千葉市に返送されても異議ありません。
- この口座振替契約は、私からの申し出または貴行(局)の都合により、本取り扱いの解約ができることとします。
- 本取り扱いについて、万一紛議が生じても貴行(局)の責によるものを除き、貴行(局)に迷惑をかけません。

千葉市との契約

- 指定預貯金口座の残高不足等により引き落としできない状態が1年以上続いたときは、口座振替(自動払込)の取扱いを停止されても異議ありません。

金融 機 関 使 用 欄	上記届出について承諾いたします。												ゆう ちょ 銀 行 使 用 欄	取扱店日付印
	年 月 日													
	取扱金融機関													
所在地・名称												印		

下水道使用料振替依頼書

住所

発行
年 月 日
振替指定日
年 月 日

年	使用月	月数
	~	
営業所コード	使用水量 m	
サイ クル	今回料金	

使用者番号	調定年月	道順番号	不能 区分
-------	------	------	----------

口座名義人	銀行コード	口座	振替不能の場合は、下記の振替不能区分コードを記入してお返しく下さい。
様	本店 支店	種別 番号	
取りまとめ銀行	口座番号に誤りがあり振替ができないものについては記入してください。		

振替金融機関印
下水
年度
(受付店用)

連絡先

千葉市長

下水道使用料振替済通知書

(銀行口座振替分)

振替金融機関印
下水

区分	使用者番号	調定年月	サイ クル	今回料金	道 順 番 号	C D
年	使用月	銀 行		使 用 者 名		
		本店 支店	種別 口座番号			

- | | |
|-----------|---|
| 振替不能区分コード | <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金残高不足 2. 取引なし
(口座番号なし・解約) 3. 預金者の都合による振替停止 4. 振替依頼書なし 8. 市依頼の振替停止 9. その他 |
|-----------|---|

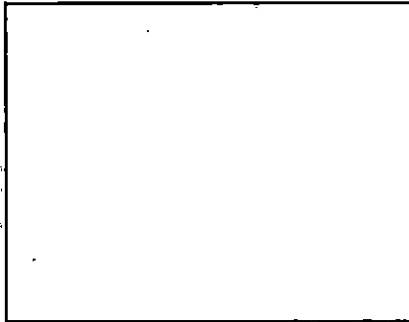
(お 願 い)

振替不能分については、振替依頼書及び振替済み通知書を一対にして口座振替報告書に添付しとりまとめ銀行へ送達してください。

受付店 ▲ 取りまとめ店 ▲ 千葉市

備考欄
年度
(電算消込用)

水洗便所改造等資金貸付金償還金振替依頼書



年 度	
期 別 第 回	
申 請 年 度	
貸 付 番 号	
振 替 指 定 日	
償 還 金 (円)	
合 計 (円)	

口座振替名義人	銀行コード		口 座	
	本店	支店	種別	番 号
様				
取りまとめ銀行 千葉銀行本店	口座番号に誤りがあり 振替できないものにつ いて記入して下さい。			

千葉市長

印

連絡先

領収日付印
償還金

(受付店用)

不 能 区 分

振替不能の場合は、右記
の振替不能区分コードを
記入してお返しください。

水洗便所改造等資金貸付金償還金振替済通知書
(銀行口座振替分)

年 度	
期 別 第 期	
申 請 年 度	
貸 付 番 号	
振 替 指 定 日	
償 還 金 (円)	
合 計 (円)	

銀行コード		口 座	
本店	支店	種別	番 号

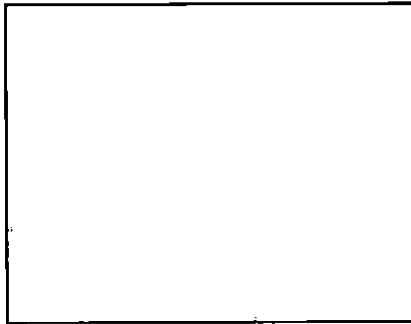
領収日付印
償還金

- | | |
|--------|------------------------|
| 振替不能区分 | 1. 預金残高不足 |
| | 2. 取引なし
(口座番号なし・解約) |
| | 3. 預金者の都合による
振替停止 |
| | 4. 振替依頼書なし |
| | 5. 市依頼の振替停止 |
| | 6. その他 |
| | 7. |
| | 8. |
| | 9. |

(お願い)
振替不能分については、振替依頼書及び振替済通知書
を一對にして口座振替報告書に添付し取りまとめ銀行
へ送付してください。

受付店 ▶ 取りまとめ店 ▶ 千葉市

下水道事業受益者負担金振替依頼書



納付年度	
期 別 第 期	
賦課年度	
通知書番号	
振替指定日	
納付額(円)	
合計(円)	

口座振替名義人	銀行コード		口 座	
	本店	支店	種別	番 号
様				
取りまとめ銀行 千葉銀行本店	口座番号に誤りがあり 振替できないものにつ いて記入して下さい。			

千葉市長

印

領収日付印
負担金

不 能 区 分

振替不能の場合は、右記
の振替不能区分コードを
記入してお返しください。

連絡先

(受付店用)

下水道事業受益者負担金振替済通知書 (銀行口座振替分)

納付年度	
期 別 第 期	
賦課年度	
通知書番号	
振替指定日	
納付額(円)	
合計(円)	

銀行コード		口 座	
本店	支店	種別	番 号

領収日付印
負担金

- | | |
|--------|------------------------|
| 振替不能区分 | 1. 預金残高不足 |
| | 2. 取引なし
(口座番号なし・解約) |
| | 3. 預金者の都合による
振替停止 |
| | 4. 振替依頼書なし |
| | 8. 市依頼の振替停止 |
| | 9. その他 |
| | |
| | |
| | |

(お願い)
振替不能分については、振替依頼書及び振替済通知書
を一對にして口座振替報告書に添付し取りまとめ銀行
へ送付してください。

受付店 ▶ 取りまとめ店 ▶ 千葉市

上下水道料金振替依頼書

(千葉市水道給水区域内)

住所

発行
年 月 日
振替指定日
年 月 日

年	使用月	月数
	~	
営業所コード	使用水量	
	m ³	
サイクル	今回料金	

使用者番号	調定年月	道順番号	不能区分

口座名義人	銀行コード	口座	振替不能の場合は、下記の振替不能区分コードを記入してお返しください。
	本店 支店	種別 番号	
様			
取りまとめ銀行	口座番号に誤りがあり振替ができないものについては記入してください。		

振替金融機関印

上下水

年度

(受付店用)

連絡先

千葉市長

上下水道料金振替済通知書

(千葉市水道給水区域内)

(銀行口座振替分)

振替金融機関印

上下水

区分	使用者番号	調定年月	サイクル	今回料金	道順番号	C	D
年	使用月	銀行			使用者名		
		本店	支店	種別	口座番号		

- | | |
|-----------|---|
| 振替不能区分コード | <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金残高不足 2. 取引なし
(口座番号なし・解約) 3. 預金者の都合による振替停止 4. 振替依頼書なし 8. 市依頼の振替停止 9. その他 |
|-----------|---|

(お願い)

振替不能分については、振替依頼書及び振替済み通知書を一對にして口座振替報告書に添付しとりまとめ銀行へ送達してください。

備考欄

年度

受付店▲取りまとめ店▲千葉市

(電算消込用)

金融機関コード

預金口座振替納付書送付書(控)

年 月 日

様

下記のとおり送付いたします。

千葉市長

印

納付の種類	納付期限	送付納付書		振替納付不能分		振替分	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	年 月 日	枚	円	枚	円	枚	円
合 計		枚	円	枚	円	枚	円

伝算保管分

金融機関コード

預金口座振替納付書送付書(控)

年 月 日

様

下記のとおり送付いたします。

千葉市長

印

納付の種類	納付期限	送付納付書		振替納付不能分		振替分	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	年 月 日	枚	円	枚	円	枚	円
合 計		枚	円	枚	円	枚	円

市保管分

金融機関コード

口座振替受入報告書

年 月 日

様

下記のとおり送付いたします。

千葉市長

印

納付の種類	納付期限	送付納付書		振替納付不能分		振替分	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	年 月 日	枚	円	枚	円	枚	円
合 計		枚	円	枚	円	枚	円

銀行控分

金融機関コード

口座振替受入報告書

年 月 日

様

下記のとおり送付いたします。

取扱金融機関

印

納付の種類	納付期限	送付納付書		振替納付不能分		振替分	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	年 月 日	枚	円	枚	円	枚	円
合 計		枚	円	枚	円	枚	円

(注)振替不能分納付書はこの通知書に添付のうえ返送するものとする。

預金口座振替納付書送付書(控)

御中

千葉市長

印

下記のとおり口座振替を請求します。

年度	納付金目			
区分	金額	備考		
依頼	件数	件		
	金額	円		

預金口座振替納付書送付書

御中

千葉市長

印

年度	納付金目		内訳			
区分	金額	金額	内訳			
			金額	督促手数料	延滞金	前納報奨金
依頼	件数	件				
	金額	円				
振替不能	件数	件				
	金額	円				
振替済	件数	件				
	金額	円				

口座振替受入報告書

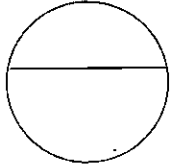
千葉市長様

年 月 日

取扱金融機関

印

年度	納付金目		内訳			
区分	金額	金額	内訳			
			金額	督促手数料	延滞金	前納報奨金
依頼	件数	件				
	金額	円				
振替不能	件数	件				
	金額	円				
振替済	件数	件				
	金額	円				



郵便はがき

様

使用者番号
道順番号

発行日 平成 年 月 日
整理番号

上下水道料金納入通知書 (口座振替分)

使用場所

使用者名

様

使用者番号		道順番号	
金融機関名			
支店名			
種別	口座番号		
口座名義人	様		

月分振替額のお知らせ

年度	請求月	使用期間	~	
月数	利用区分	水道使用	井戸使用	人
振替金額	円		うち消費税等相当額	円

【内訳】

科目	使用水量	料金(税込)	うち消費税等相当額
水道料金	m ³	円	円
下水道使用料	m ³	円	円

上記の金額を 年 月 日 ご指定の口座から振替させていただきますので、よろしくお願いたします。

○下水道使用料納入通知に係る審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、千葉市を被告として提起することができます。ただし、(1)の場合を除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起しなければなりません。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決・決定がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○下水道使用料に係る延滞金
下水道使用料を納入期限までに納入されない場合、千葉市税外収入金に係る

上下水道料金領収証

使用者名			
年度	請求月	使用期間	~
振替金額	円		うち消費税相当額

【内訳】

科目	使用水量	料金(税込)	うち消費税等相当額
水道料金	m ³	円	円
下水道使用料	m ³	円	円

上記の上下水道料金を 年 月 日 口座振替にて領収させていただきます。

この領収証は5年間大切に保管してください。

千葉市長 印

＜千葉市水道局からのお願い＞

- 上下水道料金は、水道料金と下水道使用料を足した金額となります。上記の振替額のお知らせ欄をご確認の上、必要金額を振替日の前日までに、振替口座へ入金して下さるようお願いいたします。
- 井戸水をご使用のご家庭の下水道使用料は、世帯人数により料金を計算しています。世帯人数の増減及び水道水への変更の際には、すみやかにご連絡ください。ご連絡いただいた日以後のご使用分から、変更後の内容で計算いたします。
- 引越し、口座解約、銀行変更等の場合は表面のお問い合わせ先まで、ご連絡くださいますようお願いいたします。

※ お問い合わせの際は、お手数ですが、上記に記載した「使用者番号」をお知らせくださいますようお願いいたします。

貸付番号

年 月 日

様

千葉市長

印

水洗便所改造等資金貸付金領収済のお知らせ<口座振替用>

下記の金額が口座振替にて納付済になりましたので通知いたします。

年度納付分

月別	振替年月日	領収金額	月別	振替年月日	領収金額
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円

振替指定 金融機関			
預金種別		口座番号	
口座名義人			

お 知 ら せ

- 1 金融機関などで直接納入された分は、本書には表示されません。お手元の領収証書でご確認ください。
- 2 口座振替では、各納期(月)ごとの引き落としになりますので、全額一括引き落とし、又は納期限経過後の再引き落としはできません。
- 3 次のような場合は、取扱金融機関で手続きをして下さい。
 - (1) 引き落としの預貯金口座を変更又は解約するとき
 - (2) 口座振替をやめるとき
- 4 本書の内容、その他口座振替に関するお問い合わせは、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先

通知書番号

年 月 日

様

千葉市長

印

下水道事業受益者負担金納付済のお知らせ<口座振替用>

下記の金額が口座振替にて納付済になりましたので通知いたします。

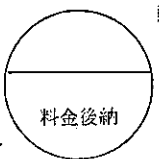
月別	振替年月日	領収金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円

振替指定 金融機関	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	

お 知 ら せ

- 1 金融機関などで直接納入された分は、本書には表示されません。お手元の領収証書でご確認ください。
- 2 口座振替では、各納期(月)ごとの引き落としになりますので、全額一括引き落とし、又は納期限経過後の再引き落としはできません。
- 3 次のような場合は、取扱金融機関で手続きをして下さい。
 - (1) 引き落としの預貯金口座を変更又は解約するとき
 - (2) 口座振替をやめるとき
- 4 本書の内容、その他口座振替に関するお問い合わせは、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先



郵便はがき

料金後納

使用者番号
道順番号

様

発行日 年 月 日
整理番号

上下水道料金領収証書

使用場所

使用者名

様

使用番号	道順番号
金融機関名	
支店名	
種別	口座番号
口座名義人	

年度	使用期間
使用水量(上水)	m ³
使用水量(下水)	m ³
水道料金	円)
()内は消費税等相当額	(円)
下水道使用料	円)
()内は消費税等相当額	(円)
合計	円

上記の上下水道料金を 年 月 日 口座振替にて領収させていただきます。
この領収証は5年間大切に保管してください。

千葉市長 印

次の場合は必ずお届けください。

- 転入、転居等により新たに上下水道を使用するとき。
- 転出、転居等により上下水道の使用を中止するとき。
- 使用者の名義を変更するとき。
- 井戸水をご使用のご家庭は、世帯人数の増減及び水道水への変更のとき。

千葉市長 様

千葉市下水道事業

出納(収納)取扱金融機関 印

千葉市下水道事業口座振替取扱手数料請求書

年度 期分の口座振替取扱手数料を、次のとおり請求します。

科目名 月	下水道使用料	上下水道料金 (市水給水区域)	水道料金 (市水給水区域)	貸付金償還金	受益者負担金	合計
月	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円
月	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円
月	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円
月	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円
月	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円
月	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円
月	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円
合計	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円

(振込先) 口座振替取扱手数料は、下記口座へ振込願います。

金融機関名		口座種別	1.普通 2.当座 3.その他
支店名		口座番号	

口座名義(カナ)

(担当者名)

(連絡先電話)